

国民健康保険料 納入通知書が来たらチェックを



特別軽減は郵送で申請できます！

！マークのついた案内チラシが届いたら、必ず減免されます

保険料納入通知書と一緒に、「！」マークのついた「国民健康保険料の軽減制度のご案内」チラシと「国民健康保険料減免申請書（特別軽減申請用）」が同封されてきた世帯は、申請すれば保険料が減免され、必ず保険料が下がります。

特別軽減は、国保加入者の2人に1人が該当していますが窓口で申請しなければ減免されず、対象者の3割の方しか減免されていませんでした。

今年は郵送で申請できます。送られてきた申請用紙に保険証の記号番号、住所、氏名、電話番号、申請日を記入するだけ。ただし返信用封筒と切手はご用意ください。宛先は各区役所の保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係です。

窓口でも手続きできますが、コロナ対応で混雑を避けるための郵送措置です。積極的に活用しましょう。

保険料納付通知書と一緒に同封される案内チラシ

令和2年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係に納期限（最後の納付月の末日）まで（例：令和3年3月まで）申請していただくと保険料が軽減されます。ただし、納期限までに申請ができないご事情がある場合はご相談ください。※令和2年度分の申請がお済みの方は、再度申請する必要はありません。また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

☆世帯単位で判定する減免制度

	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
①特別軽減	「保険料の減額（※）」に該当している世帯 ※「保険料の減額」につきましては裏面をご覧ください	被保険者1人につき年間2,000円（加入月数により割増あり）	保険証
②2割減免	「保険料の減額」が適用されていない世帯で、令和元年中の所得の合計が「6.6万円+（3.5万円×被保険者数）」以下の世帯 （例）1人世帯：6.6万円+（3.5万円×1人）＝10.1万円以下	均等割額の2割	保険証
③所得激減	以下の条件をすべて満たす世帯 ・令和元年中の所得が1,000万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が264万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が令和元年中の所得の8/10以下に減少する世帯	所得割額の3割から7割	・申請月の属する年の世帯全員（世帯主と被保険者全員）の収入がわかる資料（給与明細、帳簿など） ・保険証
④事業の休止・廃止	事業を休止・廃止したことに伴い、申請月の属する年の見込所得が赤字となる世帯	保険料額の7割	・給与明細、帳簿など ・保険証
⑤災害減免	災害により、居住する家屋に全壊（全壊）、半壊（半壊）、床上浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または5割	・り災証明書または被災証明書 ・保険証

☆個人単位で判定する減免制度

	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑥3割減免（障害・寡婦・寡夫）	令和元年12月31日現在、障害者の方（障害者手帳・愛護手帳の交付を受けている方等）または寡婦・寡夫の方のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該被保険者の令和元年中の所得が12.5万円以下である ・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している	当該被保険者の均等割額の3割 （「均等割額の2割の減額」が適用されている場合は差額の1割）	・障害者の方は障害がわかるもの（障害者手帳・愛護手帳など） ・保険証
⑦3割減免（高齢者）	令和元年12月31日現在、65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該被保険者の令和元年中の所得が3.5万円以下である ・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している	均等割額の2割	保険証

申請には令和1年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに所得の申告を。



特別軽減の減免を申請する場合は、下記の太枠内をご記入の上、区役所区民福祉課保険係へ提出（郵送可）してください。記入方法については、<記入例>をご覧ください。

○太線の枠内のみご記入ください。

国民健康保険料減免申請書（特別軽減申請用）

被保険者証 記号番号	21123 XXX	整理番号 申請年度	令和2年度
令和2年7月XX日			
名古屋市 区長			
世帯主住所 名古屋市 中區三の丸三丁目1番1号			
お住まいの区 氏名 国保 八郎			
電話 (052) 123 - XXXX			
次とお申し込みします。			
減免を受けようとする保険料の年度	令和2年度		
減免を受けようとする保険料の月の区分	納入通知書の納付月の最初の月から 納入通知書の納付月の最後の月まで		
減免を受けようとする保険料	納入通知書のとおり 円	医療分	円
	支援金分	円	
	介護分	円	
減免を受けようとする理由	特別軽減 ※ 2割減額世帯で、次の①～③のいずれかに該当する被保険者がいる場合は、その被保険者に係る均等割額の3割減免も併せて。 ①令和元年12月31日現在65歳以上 ②令和元年12月31日現在障害者で別添の手帳等の交付を受けている ③令和2年度市県民税につき寡婦（夫）控除の適用を受けているまたは令和2年度国民健康保険料につき寡婦（夫）控除のみなし適用を受けている		

所得が激減した方への減免は二つに！

- 所得激減減免＝前年所得が1000万円以下で、今年の見込み所得が264万円以下、かつ前年の8割以下に減少する世帯。所得割が3～7割減免に。
- 新型コロナウイルス感染症による収入減の減免＝前年所得が1000万円以下で、前年比3割以上の減少が見込まれ、かつ収入以外の所得（株の配当など）が400万円以下。保険料の2割から全額減免。